

平成30年度群馬県地域医療介護 総合確保計画に関する事後評価

令和5年度執行分 (執行実績のない個票を除く) 群馬県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No30 (医療分)】 看護師等養成所施設・設備整備費補助事業	【総事業費】 24,682 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、在宅医療の推進等により看護職員への需要が高まることが予想されることから、看護師等養成所による看護職員の養成を確保する必要がある。 アウトカム指標： 看護職員数（常勤換算）の増加（H28 24,430.6 人→H30 24,542.1 人） 養成所卒業生の県内就業率(H27 80% → H30 80%以上)	
事業の内容（当初計画）	看護師等養成所による看護職員の養成を支援するため、校舎の増築・改修やシミュレーター等の教育教材等への補助を行うことにより、教育環境の改善や学生負担の軽減を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護師等養成所の定員の維持	
アウトプット指標（達成値）	看護師等養成所の定員（R5）1,806 人	
事業の有効性・効率性	<p>（事業終了後 1 年以内のアウトカム指標）</p> <input type="checkbox"/> 観察できなかった <input checked="" type="checkbox"/> 観察できた 看護職員数（常勤換算）：R4 25,120.0 人（H28 年末より 689.4 人増） 養成所卒業生の県内就業率：R5 74.0% H27 年より就業率が低下しているが、H30 年（61%）より上昇している。	
	<p>（1）事業の有効性</p> 看護師等養成所における施設・設備整備事業への補助により、安定的で質の高い看護師の養成が可能となる。 <p>（2）事業の効率性</p> 看護師等養成所における施設・設備整備の補助を実施することにより、効率的に教育の質の向上を図ることができ	

	る。
その他	平成 30 年度 : 5,233 千円、令和 4 年度 : 9,836 千円、令和 5 年度 : 9,613 千円 計 : 24,682 千円

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業					
事業名	【NO.1】 群馬県介護施設等の整備に関する事業	【総事業費】 281,426 千円				
事業の対象となる区域	県全域					
事業の実施主体	群馬県					
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了					
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進する。 アウトカム指標：多様な福祉・介護サービス基盤の整備を計画的に推進する。					
事業の内容（当初計画）	① 地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型介護老人福祉施設</td> <td>29 床</td> </tr> </table> ② 介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。		整備予定施設等		地域密着型介護老人福祉施設	29 床
整備予定施設等						
地域密着型介護老人福祉施設	29 床					
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期高齢者保健福祉計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ・地域密着型介護老人福祉施設 H30 年度 29 床					
アウトプット指標（達成値）	地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進した。 ・地域密着型介護老人福祉施設 29 床					
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 多様な福祉・介護サービス基盤の整備を計画的に推進している。 （1）事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備の促進により、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 （2）事業の効率性 県補助金交付要綱に調達方法や手続について行政の取扱いに準拠するよう定めることで一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化を図っている。					
その他						